

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から 59 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 10 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 58 年 10 月から 59 年 1 月まで

昭和 47 年頃、A 町役場で母親が私の国民年金に係る加入手続をしてくれ、1 年間は国民年金保険料を納付してくれた。

結婚を契機に昭和 48 年度からは、私が国民年金保険料を納付するようになり、未納が無いように定期的に納付してきたので、申立期間①及び②が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年度からは、自身で国民年金保険料を納付するようになり、未納が無いように定期的に納付してきた旨主張しているところ、申立期間②については、申立人に係る 58 年度の国民年金保険料は申立期間②前後が現年度納付されている上、申立人は昭和 48 年 4 月から 61 年 3 月までの任意加入期間について、申立期間①及び②を除いて国民年金保険料に未納は無く、申立期間②は 4 か月と短期間であること、及び申立人の特殊台帳の納付記録欄における 58 年度の備考欄には過年度納付書が発行されたことをうかがわせる事跡が無いことを踏まえると、同一年度内である申立期間②についても前後の期間と同様に納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、30 か月と長期間であるとともに、申立人の特殊台帳の納付記録欄における昭和 55 年度の備考欄に「56 納付書」、56 年度の備考欄に「57 納付書」及び 57 年度の備考欄に「58 納付書」とそれぞれ記載されていることが確認できることから、申立人に対して社会保険事務所（当時）から申立期間①に係る過年度納付書が 3 年間にわたり発行されてい

たものと推認され、申立人の主張する定期的な納付は行われていなかったものと考えられる上、当該過年度納付書により、申立人が申立期間①の国民年金保険料を過年度納付することは可能であったものと考えられるものの、申立人から国民年金保険料を遡って一括して納付した旨の供述は得られず、申立期間①の国民年金保険料を過年度納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から59年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年4月1日から7年10月1日までの期間及び8年4月1日から10年8月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を6年4月から7年9月までは41万円、8年4月から10年7月までは22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、上記訂正後の期間を含めた平成7年10月1日から10年8月1日までの期間の標準報酬月額に係る記録を、7年10月から8年9月までは38万円、同年10月は36万円、同年11月から9年9月までは44万円、同年10月から10年7月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から10年8月1日まで

私は、申立期間のうち一部の期間に係るA社の給与明細書を所持しているが、当該給与明細書により確認できる給与額に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額が記録されていることに納得できない。

また、給与明細書が無い期間についても、給与明細書により確認できる給与額と同額程度の給与が支給されていたと記憶している。

申立期間の標準報酬月額について、実際に支給されていた給与額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成6年4月1日から同年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得時（平成6年4月1日）に係る標準報酬月額は当初41万円と記録されていたが、同年8月22日付けで、資格取得日に遡って24万円に

引き下げられた記録となっているところ、オンライン記録から、当該期間において、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる3人（申立人を除く。）についても、申立人と同様に、同日付けで資格取得日に遡って標準報酬月額が引き下げられた記録となっていることが確認できる。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者台帳全記録照会によると、A社における資格取得時（平成6年4月1日）の賃金月額は25万円と記録されているものの、申立人は、「私は入社時に固定給の手取り額が35万円の給与が支給されることを社長と合意していた。その後、固定給が下がったことはない。」と主張している上、前述の減額訂正がなされた同僚のうちの一人は、「私の入社時の給料額は40万円から50万円であった。私は、申立人の給与明細書を見せてもらったことがあるが、同職種であったことから、給与額はほとんど同額だった。」と供述している。

さらに、A社に係る滞納処分票により、同社は、平成6年8月当時、同年4月分の厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年8月22日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、当該期間において申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成6年10月1日から7年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、前述のとおり申立人のA社における資格取得時の標準報酬月額は6年8月22日付けで資格取得日に遡って24万円に引き下げられた記録となっているが、同年11月9日付けの同年10月の定時決定に係る処理により、当該期間の標準報酬月額は引き続き24万円と記録されていることが確認できる。

また、前述の同僚3人についても、平成6年10月の定時決定に係る処理により、同年8月22日付けで遡って引き下げられた標準報酬月額が引き続き記録されていることが確認できる。

さらに、前述の滞納処分票から、平成6年10月の定時決定が処理された同年11月9日時点において、A社は同年4月分の社会保険料を滞納していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正とは認められない平成6年8月22日付けの遡及訂正処理に連動してなされた処理の結果であると考えることが適当であり、同年10月の定時決定に係る処理は有効な処理であったとは認めがたく、当該期間における標準報酬月額は、41万円に訂正することが必要である。

- 3 申立期間のうち、平成8年4月1日から10年8月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における当該期間に係る標準

報酬月額が当初 22 万円と記録されていたが、同年 2 月 3 日付けで、8 年 4 月 1 日に遡って 15 万円に引き下げられ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 10 年 8 月 1 日までの期間において引き続き 15 万円と記録されているところ、当該期間当時、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 9 人（申立人を除く。）についても、申立人と同様に、同年 2 月 3 日付けで遡って標準報酬月額が引き下げられていること、及び 10 年 8 月 1 日までの期間において、当該遡及訂正により記録された標準報酬月額が引き続き記録されていることが確認できる。

また、申立人が所持する当該期間に係る給与明細書（平成 9 年 3 月分を除く。）において確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額（事業主が当初届け出た標準報酬月額 22 万円）を超えていることが確認できる。

さらに、前述の滞納処分票により、平成 10 年 2 月当時、A 社は厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 10 年 2 月 3 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ちしたものとは考え難く、当該期間において申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 22 万円に訂正することが必要である

4 ところで、申立人は、平成 8 年 3 月から 9 年 2 月までの期間及び同年 4 月から 10 年 7 月までの期間に係る給与明細書を所持しており、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の期間に係る給与明細書において確認又は推認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額などから判断すると、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成 7 年 10 月から 8 年 9 月までは 38 万円、同年 10 月は 36 万円、同年 11 月から 9 年 9 月までは 44 万円、同年 10 月から 10 年 7 月までは 34 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておら

ず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分厚生年金 事案 1157

第1 委員会の結論

申立人のA事業所(後の、B事業所)における厚生年金保険第三種被保険者資格取得日は昭和21年6月18日、資格喪失日は27年12月8日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険第三種被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和21年6月から22年3月までを360円、同年4月から23年7月までを600円、同年8月から24年4月までを6,000円、同年5月から同年9月までを8,000円、同年10月から26年9月までを6,000円、同年10月から同年12月までを7,000円及び27年1月から同年11月までを8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月頃から27年12月頃まで

私は、昭和20年の終戦によりA村(現在は、B村)に帰郷し、私の父が勤務していたA事業所に21年6月頃入社し27年12月頃までの期間において私の父の指示に従ってC工事に従事した。また、私の弟も同事業所に勤務した。私の父及び弟には厚生年金保険の被保険者記録が確認できるのに、私について被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親と一緒にA事業所に勤務していた旨供述しているところ、申立人の父親については同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、同被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述、昭和23年に結婚したとする申立人の妻の供述及び当時申立人と同居していたとする申立人の弟の供述などから判断すると、申立人は同事業所に勤務していたことが認められる。

また、前述の被保険者名簿において申立人と名前が一字相違し、姓及び生

年月日が申立人と一致する基礎年金番号に統合されていない記録（厚生年金保険第三種被保険者の資格取得日は昭和 21 年 6 月 18 日、同資格喪失日は 27 年 12 月 8 日）が確認できるところ、当該名簿に記載されている 1,226 人を調査した結果、申立人と氏名及び生年月日が同一の被保険者は存在していないことが確認できる上、オンライン記録において前述の未統合記録の者を氏名検索しても氏名及び生年月日が同一の者がいないことなどから判断すると、当該未統合記録は申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、当該未統合となっている申立人に係る前述の被保険者名簿の記録から、昭和 21 年 6 月から 22 年 3 月までを 360 円、同年 4 月から 23 年 7 月までを 600 円、同年 8 月から 24 年 4 月までを 6,000 円、同年 5 月から同年 9 月までを 8,000 円、同年 10 月から 26 年 9 月までを 6,000 円、同年 10 月から同年 12 月までを 7,000 円及び 27 年 1 月から同年 11 月までを 8,000 円とすることが妥当である。

大分国民年金 事案 867

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から55年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から55年3月まで

私が20歳になった時から、夫が役場に行き、毎年のように口頭で二人分の国民年金保険料を免除申請していた。申立期間の国民年金保険料について夫は免除になっているのに、私が免除になっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、20歳到達時を資格取得日として昭和55年9月頃に払い出されているものと推認でき、申立期間は資格取得日が遡及したための未納期間であり、申立期間当時は国民年金に未加入であったことから、制度上、申立期間の国民年金保険料を免除申請することができなかったものと考えられる。

また、申立人の夫は、毎年、役場で夫婦の国民年金保険料について免除申請していた旨主張しているところ、申立期間は9年と長期間であり、毎年度行われる国民年金保険料の免除申請手続及び記録管理において、申立人についてのみ事務的な過誤が繰り返し行われていたとは考え難い。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料(国民年金保険料免除申請承認通知書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 868 (事案 36 及び 612 の再々申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 43 年頃まで
② 昭和 44 年頃から 50 年 9 月まで

私は、昭和 43 年頃、自宅に来た市役所の職員から、「年金に加入するように。年金制度が開始してから今までの保険料を遡って納付しないと今後いくら加入したくても加入できません。」と言われたので、国民年金に加入し、手持ち資金の中から申立期間①の夫婦二人分の国民年金保険料として 12 万 3,000 円を納付したので、申立期間①が納付済みとなっていないことに納得できない。

また、国民年金に加入した以降の国民年金保険料は、地区の納付組織を通じて納付していたので、申立期間②が納付済みとなっていないことに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

前々回の申立期間(昭和 36 年 4 月から 48 年の一括納付月まで)及び前回の申立期間(昭和 46 年 2 月から 50 年 9 月まで)に係る申立てについては、i) A 市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和 52 年 10 月 25 日に国民年金の加入の届出をし、46 年 2 月 1 日を資格取得日として遡って被保険者資格取得したことが確認でき、当該届出時点では、当該期間の大部分が既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であること、ii) 当該届出直後の 52 年 11 月 9 日に、この時点で納付可能な 50 年 10 月から 52 年 3 月までの 18 か月分の国民年金保険料を夫婦で過年度納付していることが確認できること、iii) 申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 3 月 14 日付け及び 21 年 11 月 13 日付けで年金記録の訂

正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①について、昭和 43 年頃、自宅に来た市役所の職員に年金に加入するよういわれ、国民年金に加入するとともに、手持ち資金の中から夫婦二人分の国民年金保険料として 12 万 3,000 円を遡って納付した旨主張している。

しかしながら、申立人は、国民年金保険料を一括して納付したとする期間について、前々回の申立てでは昭和 36 年 4 月から 48 年の一括納付月まで、前回の申立てでは 46 年 2 月から 50 年 9 月まで、今回の申立てでは 36 年から 43 年頃までと申立てのたびに変遷しており、申立人の主張には一貫性が見受けられず、保険料を納付した時期についての記憶が明確ではない。

また、申立人夫婦は申立期間①の国民年金保険料を昭和 43 年頃に一括納付した旨主張しているところ、上記申立人の国民年金手帳記号番号の資格取得日から申立期間①は未加入期間となっている上、同年頃は特例納付の実施時期ではなく、仮に、第 1 回特例納付期間（昭和 45 年 7 月から 47 年 6 月まで）に特例納付可能な期間（昭和 36 年 4 月から 45 年 6 月まで）を全て納付した場合の保険料額は、夫婦二人分で 9 万 9,900 円となり、申立人夫婦が主張する 12 万 3,000 円とは、明らかに相違する。

さらに、申立期間②について、申立人夫婦は、地区の納付組織を通じて納付していた旨主張しているところ、前述のとおり、申立人の国民年金の加入の届出は、昭和 52 年 10 月 25 日に行われていることが A 市の国民年金被保険者名簿により確認できる上、i) 申立期間②のうち、44 年 1 月から 46 年 1 月までについては、上記申立人の国民年金手帳記号番号の資格取得日から未加入期間となっていること、ii) 申立人に申立期間②当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情が見当たらないことから、申立期間②に係る国民年金保険料を現年度納付することはできなかったものと考えられる上、申立期間②の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立人から申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな証言等はなく、ほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 869 (事案 37 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 43 年頃まで
② 昭和 44 年頃から 50 年 9 月まで

私は、昭和 43 年頃、自宅に来た市役所の職員から、「年金に加入するように。年金制度が開始してから今までの保険料を遡って納付しないと今後いくら加入したくても加入できません。」と言われたので、国民年金に加入し、手持ち資金の中から申立期間①の夫婦二人分の国民年金保険料として 12 万 3,000 円を納付したので、申立期間①が納付済みとなっていないことに納得できない。

また、国民年金に加入した以降の国民年金保険料は、地区の納付組織を通じて納付していたので、申立期間②が納付済みとなっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間(昭和 36 年 4 月から 48 年の一括納付月までの期間)に係る申立てについては、i) A 市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和 52 年 10 月 25 日に国民年金の加入の届出をし、46 年 2 月 1 日を資格取得日として遡って被保険者資格取得したことが確認でき、当該届出時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であること、ii) 当該届出直後の 52 年 11 月 9 日に、この時点で納付可能な 50 年 10 月から 52 年 3 月までの 18 か月分の国民年金保険料を夫婦で過年度納付していることが確認できること、iii) 申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 3 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①について、昭和 43 年頃、自宅に来た市役所の職員に年金に加入するよういわれ、国民年金に加入するとともに、手持ち資金の中から夫婦二人分の国民年金保険料として 12 万 3,000 円を遡って納付した旨主張している。

しかしながら、申立人が国民年金保険料を一括して納付したとする期間について、前回の申立てでは昭和 36 年 4 月から 48 年の一括納付月までと主張していたものが、今回の申立てでは 36 年から 43 年頃までと変遷しており、申立人の主張には一貫性が見受けられず、保険料を納付した時期についての記憶が明確ではない。

また、申立人夫婦は申立期間①の国民年金保険料を昭和 43 年頃に一括納付した旨主張しているところ、上記申立人の国民年金手帳記号番号の資格取得日から申立期間①は未加入期間となっている上、同年頃は特例納付の実施時期ではなく、仮に、第 1 回特例納付期間（昭和 45 年 7 月から 47 年 6 月まで）に特例納付可能な期間（昭和 36 年 4 月から 45 年 6 月まで）を全て納付した場合の保険料額は、夫婦二人分で 9 万 9,900 円となり、申立人夫婦が主張する 12 万 3,000 円とは、明らかに相違する。

さらに、申立期間②について、申立人夫婦は、地区の納付組織を通じて納付していた旨主張しているところ、前述のとおり、申立人の国民年金の加入の届出は、昭和 52 年 10 月 25 日に行われていることが A 市の国民年金被保険者名簿により確認できる上、i) 申立期間②のうち、昭和 44 年 1 月から 46 年 1 月までについては、上記申立人の国民年金手帳記号番号の資格取得日から、未加入期間となっていること、ii) 申立人に申立期間②当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情が見当たらないことから、申立期間②に係る国民年金保険料を現年度納付することはできなかったものと考えられる上、申立期間②の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立人から申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな証言等は無く、ほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 870

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年10月まで
母が私と姉の国民年金に係る加入手続をして、国民年金保険料も姉と二人分を納めてくれていたと思う。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母が私と姉の国民年金に係る加入手続を行い、国民年金保険料についても姉と二人分を納付していたと思う旨主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市の受付処理簿から、昭和36年4月1日を資格取得日として同年4月頃に申立人の姉と連番で払い出されていることが確認できる。

しかしながら、申立人の戸籍の附票によると、申立人は昭和34年4月から38年9月までB市に住居登録されていることが確認でき、申立期間当時、申立人の母親及び姉が同居していたA市には居住していなかったことが確認できる。

また、申立人の特殊台帳の備考欄には、昭和38年に申立人を「不在者」として調査を行った事跡がうかがえるところ、C年金事務所によると、通常、国民年金保険料の未納が継続している者については、納付書送付先の住所に当該者が居住しているか否かを市町村に照会し、その結果、当該者が既に当該住所に住居登録されていないこと等が確認された場合には、当該者を「不在者」として登録し、これ以降の納付書は発行しない旨回答していることから判断すると、申立期間のうち、不在確認を行った同年以前の国民年金保険料については未納であったと考えられるとともに、当該時点以降については納付書が発行されなかったことにより保険料を納付することができなかったものと考えられ

る。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡しており、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 871 (事案 822 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月から11年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月から11年12月まで

私は、国民年金保険料として23万円くらいの督促状が届いたので、分割して毎月納付したにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できず、前回、申立てを行ったが認められなかった。

今回、申立期間及び納付した保険料額を変更して再度申し立てる。私の平成14年4月から同年7月までの期間の預金口座の流動性預金元帳の写しを提出するので、再度、調査をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間(平成10年2月から11年12月まで)に係る申立てについては、i) 申立人が毎月分割で納付したとする当該期間の国民年金保険料額は30万4,900円となり、申立人の主張する納付額とは相違すること、ii) 申立人が所持している申立人の日記には、5か月分の国民年金保険料について納付したことを示す記載が確認できる場所、当該納付によりオンライン記録には「納付済期間4か月」及び「還付1か月」と申立人が納付した国民年金保険料が漏れなく収録されていることが確認できるものの、当該期間の国民年金保険料については、納付していたことをうかがわせる記載は見当たらないこと、iii) 申立期間当時、申立人に別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成23年8月12日付けで当該期間について年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間を前回の申立期間より10か月短縮し13か月とし

た上で、納付した国民年金保険料額についても5万7,100円減額し17万2,900円として、再度申立てを行っているところ、納付したとされる保険料額については、実際に納付に必要な納付額と計算上一致（1か月の保険料額13,300円の13か月分が17万2,900円に該当する。）するものの、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる新たな周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、私の平成14年4月から同年7月までの期間の預金口座の流動性預金元帳の写しを提出するので、再度、調査をしてもらいたい旨主張しているところ、当該預金口座の流動性預金元帳の写しからは、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる記載は確認できない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな証言等はなく、ほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1158 (事案 65 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 1 日から 49 年 10 月 10 日まで

私は昭和 47 年 4 月、私の父親が経営する A 社に入社し、現在まで継続して勤務しているが、厚生年金保険の被保険者記録が同年 4 月から同年 11 月末までの期間及び 48 年 6 月から 49 年 9 月末までの期間について確認できないので、記録を訂正してほしいと申し立てたが、年金記録の訂正は必要でないとする通知を得たことに納得できない。

今回、新たな資料や供述等はないが、前回の申立期間を変更し、再度申立てを行う。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料が無いこと、ii) A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人が昭和 47 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した後、48 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、健康保険被保険者証が同年 6 月 5 日に返納されていることを示唆する記載があること、及び同社において 49 年 10 月 10 日に厚生年金保険被保険者の資格を再度取得したことが確認できること、iii) 同社に係る健康保険記号番号順索引簿には、申立期間において、申立人の記録を確認することができず、当該期間に同社における厚生年金保険被保険者の資格を取得した者の被保険者番号は連番で払い出されており、欠番が無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 9 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料等はないものの、前回の決定に納得できないとして、前回の申立期間を変更した上で再度申し立てている。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録では、申立人のA社に係る資格取得日は、昭和49年10月10日（前述の被保険者原票における厚生年金保険被保険者の再取得日と同一日）となっており、申立期間における勤務実態を当該記録で確認することができない。

また、申立人を記憶する同僚に再度照会したが、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる具体的な供述を得ることはできなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1159

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 8 月 21 日から 53 年 4 月 1 日まで
② 昭和 56 年 9 月 26 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 3 月 9 日に A 社に入社し、56 年 9 月末まで継続して勤務したが、51 年 8 月 21 日から 53 年 4 月 1 日までの期間及び 56 年 9 月 26 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が当該期間において A 社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の A 社の代表取締役は、「賃金台帳等の関連資料が残っていないため、詳細は不明である。」と供述している上、当時の事務担当者も、「社会保険の手続は外部の事務所に委託していたが、事務所名などは覚えていない。私は、経理事務を担当していたが、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうか記憶していない。」と供述しており、申立人の当該期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日（昭和 51 年 8 月 21 日）及び再資格取得日（昭和 53 年 4 月 1 日）は、オンライン記録と一致している上、当該被保険者名簿には、申立人が昭和 51 年 8 月 21 日に健康保険厚生年金保険被保険者の資格を喪失した際に健康保険証が返納されていることを示唆する記載があることが確認できる。

さらに、オンライン記録及びB市が作成した国民年金被保険者名簿において、氏名（当時）、生年月日及び住所（当時）が申立人と一致する基礎年金番号に統合されていない申立人のものと推認される国民年金の被保険者記録があり、当該記録では申立期間①のうち昭和 52 年 9 月から同年 12 月までの期間において、国民年金に任意加入し、付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していることが確認できる。

2 申立期間②について、申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、A社は、昭和 56 年 9 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②において適用事業所であったことが確認できない。

また、雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立期間②において申立人と同様に、A社における勤務実態があったと推認される当時の事務担当者及び同僚は、「A社の給与は毎月 20 日締め、当月 25 日支払であったが、昭和 56 年 9 月 21 日から同年 9 月 30 日までの期間の勤務に係る給与は支払われなかった。」と供述している上、前述の事務担当者は、「昭和 56 年 8 月分の厚生年金保険料は同年 9 月 25 日に支払われた給与から控除したが、以後の給与は支払われなかったので、同年 9 月分の厚生年金保険料は控除していない。」と供述している。

さらに、当時のA社の代表取締役は、前述のとおり、賃金台帳等の資料が無く不明である旨供述しており、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1160

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 6 月 4 日から同年 11 月 1 日まで

私は、平成 4 年 6 月 4 日に A 社（現在は、B 社）に入社したが、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年 11 月 1 日と記録されており、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。私が所持する C グループの社員証には入社年月日が「1992 年（平成 4 年）6 月 4 日」と記載されており、申立期間において A 社に勤務していたことは間違いない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が C グループの社員証と主張する資料から判断すると、申立期間において、申立人が A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人の B 社に係る厚生年金保険及び雇用保険被保険者の資格取得日、同社が保管する申立人に係る賃金台帳に記載されている入社年月日は、「平成 4 年 11 月 1 日」とそれぞれ記録されていることが確認できる。このことについて A 社の事務担当者は、「申立人の賃金台帳により確認できる入社年月日、雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日が『平成 4 年 11 月 1 日』と同日であることから、これらに係る各保険料は平成 4 年 11 月分以降について控除しており、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料を含む各保険料は控除していないと考えられる。」と供述している。

また、前述のとおり、申立人の A 社に係る雇用保険被保険者の資格取得日と厚生年金保険被保険者の資格取得日は同日となっているところ、オンライン記録において、申立期間に近接した時期に A 社に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得している複数の同僚は、雇用保険被保険者の資格取得日がい

ずれも厚生年金保険被保険者の資格取得日と同日であることが確認できる。

さらに、申立期間に係る平成4年の賃金台帳によると、申立期間を含む同年12月以前の期間に係る厚生年金保険料が控除された事実を確認できない上、5年の賃金台帳によると、同年1月から同年12月までの期間について、健康保険料及び厚生年金保険料が毎月1か月分ずつ控除されている一方で、同年1月から同年3月までの期間については、当該保険料に加えて、「社保調整額」として総額5万9,020円が控除されているところ、当該控除額は、4年11月及び同年12月の2か月分の健康保険料及び厚生年金保険料の控除額5万9,020円（健康保険料1万660円及び厚生年金保険料1万8,850円の2か月分）と一致していることが確認でき、当該控除は上記2か月分の健康保険料及び厚生年金保険料が遡って控除されたものと推認できるものの、当該事情をもって申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことまでは推認できない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。